

議題

(1) 審議事項

①狛江市国民健康保険税条例の一部改正(案)について(諮問)

国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ

国民健康保険税の軽減の拡充

資料1をご覧ください。

国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ及び軽減の拡充について、令和5年度税制改正大綱が示されたことを受けて、狛江市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、諮問するものでございます。

まず1. 改正の内容につきましては、2点ございます。

1点目は、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げでございます。国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額(支援分)につきまして、賦課される限度額を現行の20万円から22万円に引き上げるものです。

2点目は、国民健康保険税の軽減の拡充でございます。所得による均等割額の軽減につきまして、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の判定所得を拡充するものです。軽減判定所得において、被保険者の数に乗ずる金額を、5割軽減につきましては現行の28万5千円から29万円に、2割軽減につきましては現行の52万円を53万5千円に引き上げるものです。

次に2. 制度の内容につきましては、図の上半分は所得に応じて賦課される所得割分、下半分は被保険者一律に賦課される均等割分を示しております。

今回の改正により、所得が高い世帯においては、これまで最高で介護納付金課税額(介護分)を含み年間の保険税額が102万円であったところ、2万円引き上がり104万円となります。

また均等割額の軽減につきましては、軽減判定所得が5割軽減及び2割軽減について引き上がることにより、例えば3人世帯で1人給与収入がある世帯においては、これまで約195万円までの世帯が5割軽減の対象だったものが約197万円まで、またこれまで約295万円までの世帯が2割軽減の対象だったものが約302万円までに、それぞれ拡大することになります。

次に3. 影響額につきまして、資料1裏面をご覧ください。

数値は、令和4年12月10日現在の世帯と被保険者情報に基づく推計となります。

まず賦課限度額の引き上げについては、影響世帯数は227世帯で、この世帯において2万円の範囲で年間の保険税額が上がることとなります。影響額は415万円で、狛江市国民健康保険特別会計としてはこの分が歳入増となります。

次に、軽減の拡充については、影響世帯25世帯が2割から5割に軽減が拡大され、影響世帯26世帯が新たに2割の軽減が適用されることとなります。

また、介護分については、40歳以上65歳未満の被保険者が対象となります。

影響額は129万円で、狛江市国民健康保険特別会計としては、この分が歳入減となります。

最後に4. 改正の背景と今後のスケジュールにつきましては、令和4年12月16日付けで令和5年度税制改正大綱が閣議決定されたため、今後地方税法関係が改正される予定となっております。条例改正案件となりますので、運営協議会へ諮問させていただき答申をいただいたうえで、市として狛江市国民健康保険税条例の改正について手続きを進める予定です。

②狛江市国民健康保険条例の一部改正（案）について（諮問）

出産育児一時金の改定について

資料2をご覧ください。

出産育児一時金につきまして、国より支給額の引き上げが示されたため、狛江市国民健康保険条例の一部改正につきまして、諮問するものでございます。

まず1. 改正の内容につきましては、出産育児一時金の支給額を現行の42万円から50万円に引き上げるものでございます。

次に2. 制度の内容につきましては、出産育児一時金は出産に関する費用の負担軽減のため、出産時に一定の金額が支給される制度で、加入している公的医療保険から支給されます。

次に3. 影響額につきましては、過去5年間の実績は資料のとおりとなっております。国民健康保険の被保険者数は年々減少しておりますが、出産育児一時金の支給額については、全体的には減少傾向にあるものの、年度によって増減が生じております。

令和3年度から今年度の最新の状況までを見て令和5年度の年間見込件数を62件と見込んでおります。

この結果、影響額としては差額8万円×62件＝496万円となります。狛江市国民健康保険特別会計としては、この分が歳出増となります。

なお、出産育児一時金支出額のうち、2／3については一般会計からの法定内繰入金を財源としておりますが、地方交付税措置の対象となっており、残りの1／3については保険税を財源として充当しております。

このため、引き上げ分の8万円につきましても、2／3については地方交付税措置の対象とすることに加えて、令和5年度は1件当たり5千円を追加で補助することとされております。

最後に4. 改正の背景と今後のスケジュールにつきましては、令和4年12月10日の記者会見で首相が令和5年4月から支給金額を引き上げる方針を示し、令和4年12月23日に閣議決定された令和5年度政府予算案に盛り込まれており、今後国会での審議を経て健康保険法関係が改正されることとなります。

①と同様に条例改正案件となりますので、運営協議会へ諮問させていただき答申をいただいたうえで、市として狛江市国民健康保険条例の改正について手続きを進める

予定です。

なお、令和6年度以降につきましては、令和6年度から施行する予定として後期高齢者医療制度による出産育児一時金への支援や、後期高齢者と現役世代との負担割合の見直しを検討中とのことです。

また、出産育児一時金制度を議論していた社会保障審議会（厚労相の諮問機関）の医療保険部会では、委員から「正常分娩（ぶんべん）も含めてすべて健康保険を適用すべきだ」といった意見があったほか、出産費用の地域差を踏まえた対応を訴える声も相次いだことから、こうした意見も踏まえて支援制度の在り方を改めて議論する必要があると判断し、今年4月からの50万円への引き上げの効果を見極めた上で、3年後をめどに制度を見直す方針とのことです。

③令和5年度会議のスケジュール（案）について

資料3をご覧ください。

令和5年度は、狛江市国民健康保険財政健全化計画に基づき、令和6年度以降の国民健康保険税率についてご議論いただくこととなりますので、開催回数を全4回としております。

また、令和6年度から6年間を対象期間とする狛江市国民健康保険データヘルス計画の策定についても、ご議論いただくこととなります。

なお、開催のタイミングについては、税率を改定することとなった際には、令和6年第1回定例会（令和6年3月開催）に条例改正案を議案上程する必要があることを踏まえて、年4回予定されている市議会定例会及び任期満了（令和5年4月30日）に伴う市議会議員選挙による臨時会の開催や、事務局における事務処理作業等を勘案した内容となっております。

また、任期満了に伴う市議会議員選挙により、第1回目の運営協議会は現行の委員での開催となりますが、第2回目からは公益代表が変更となりますので、会長及び職務代理者を新たに選出していただくこととなります。

現時点では、各会の議題等は未定ですが、あらかじめ会議室を確保することから、スケジュール（案）の通りとしていただければ幸いです。

（2）報告事項

①令和5年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険税率（確定係数）について（報告）

※関係資料を送付している1月11日（水）現在、確定係数が示されておりませんが、24日（火）の運営協議会当日までには示される見込みのため、資料は当日机上配布させていただく予定です。

資料4をご覧ください。

前回、仮係数をご報告した令和5年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険税率について、確定値が示されましたのでご報告いたします。

数値につきましては、お手元の資料のとおりとなり、令和5年度国民健康保険事業費納付金につきましては、確定した金額を納付することとなりますが、標準保険税率につきましては、東京都が算出した数値であり、市においては税率を変更する予定はございません。

(3) その他

予定なし。